

練馬区大泉町六丁目町会

細 則

- 第一条 会長は会の運営を円滑にするため、役員をもって、別図の組織を構成する。
- 第二条 会長は総会において理事を選出するにあたり、各地区より推薦をうけるものとする。
- 第三条 班長は、理事と連携をはかり、班内をとりまとめる他、会費の徴収、回覧板、配布物の取り扱いを担当する。
- 第四条 班長会は年2回とし、6月、10月とする。
- 第五条 特別会員の会費は、執行役員会で、定める。
- 第六条 この細則は役員会承認後、平成21年5月30日に施行される。

慶弔に関する細則

- 第一条 本会は、毎年9月15日敬老の日に当年の9月15日現在、満70歳、喜寿、米寿、白寿に達した会員には、記念品を贈る。
- 第二条 会員（世帯主及び配偶者）が死亡した時には、次の弔慰金を贈る。
弔慰金 3000円
- 第三条 会長は、会員が会務の遂行中に、事故にあったときは、執行役員会の同意を得て、見舞金を贈ることができる。
緊急の場合は事後承認を得るものとする。
- 第四条 この細則は役員会承認後 平成21年5月30日に施行される。